

差換預託に関する同意書

北辰物産株式会社殿

私は、私が貴社に差し入れた先物・オプション取引口座設定約諾書（以下「約諾書」という。）第3条第2項の規定にかかわらず貴社が金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）附則第4条第1項に規定する特定会員として私が差し入れ又は預託した証拠金のうち委託証拠金の全部又は一部について貴社が委託証拠金として保管しこれに相当する金銭又は代用有価証券等を取引証拠金としてクリアリング機構に差換預託することについて、ここに同意します。つきましては、約諾書第17条の規定により私の委託に基づく未決済約定につき支払不能による売買停止等時の建玉の移管又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使が行われた場合においては、次の各号に掲げる事項につき、一切の異議を申し立てないことを承諾します。

- (1) 株式会社日本証券クリアリング機構は、貴社について支払不能による売買停止等が行われた後遅滞なく、貴社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券等を適当と認める方法により換金処分すること。この場合において、当該換金のために要した費用は、当該取引証拠金の額から差し引かれること。
- (2) 私が取引証拠金の返還を求めた場合には、私の預託した委託証拠金が現金であるか代用有価証券等であるかにかかわらず、金銭でのみ返還が行われること。
- (3) 私が取引証拠金の返還を求めた場合において、貴社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券等に係る相場の変動等のため、私が返還請求権を有する額全額の返還が受けられないことがあり得ること。この場合の未返還額については、未決済約定の引継ぎが行われた場合における引継先の取引参加者（引継先の取引参加者が非清算参加者である場合にはその指定清算参加者を含む。）及び株式会社日本証券クリアリング機構に対しては、一切の請求を行わないこと。

差換預託に関する同意書

北辰物産株式会社 殿

私は、受託契約準則（以下「準則」という。）第7条第2項の規定に基づき、私が預託した委託証拠金につき、貴社による差換預託が行われることについて、ここに同意します。

つきましては、準則第24条の規定により私の委託した取引について、臨機の場合の措置等により転売又は買戻しが行われ若しくは準則第27条の規定により建玉の移管が行われた場合においては、次の各号に掲げる事項につき、一切の異議を申し立てないことを承諾します。

- (1) 株式会社日本証券クリアリング機構は、貴社について支払不能による売買停止等が行われた後遅滞なく、差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券を適当と認められる方法により換金処分すること。この場合において、当該換金のために要した費用は、当該取引証拠金の額から差し引かれること。
- (2) 私が取引証拠金の返還を求めた場合には、私の預託した委託証拠金が現金であるか代用有価証券であるかにかかわらず、金銭でのみ返還が行われること。
- (3) 私が取引証拠金の返還を求めた場合において、貴社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券に係る相場の変動等のため、私が返還請求権を有する額全額の返還を受けられないことがあり得ること。この場合の未返還額については、未決済約定の引継ぎが行われた場合における引継先の取引参加者（引継先の取引参加者が非清算参加者である場合にはその指定清算参加者を含む。）及び株式会社日本証券クリアリング機構に対しては、一切の請求を行わないこと。